

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

原議保存期間	3年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警 察 庁 丁 交 企 発 第 384号、丁 交 指 発 第 107号
丁 規 発 第 135号、丁 運 発 第 227号
令 和 3 年 1 0 月 1 3 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化について(通達)

平成22年から令和2年における状態別死者数の推移をみると、いずれも歩行中が最も多く、令和2年中の全死者に占める構成率は35.3パーセントであったほか、我が国における交通事故死者数に占める歩行中死者の割合は欧米諸国に比べて高い。また、本年6月には千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、子供をはじめとする歩行者の安全を確保するための取組を推進しているところである。

これまで「歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組の継続強化について(通達)」(令和2年11月27日付け警察庁丁交企発第285号ほか。以下「旧通達」という。)等により、歩行者優先等の徹底を指示しているところであるが、本年4月には、第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)の策定等を踏まえ、交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)及び交通安全教育指針(平成10年国家公安委員会告示第15号)を改正するなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための取組を推進しているところであり、当該告示の改正内容を踏まえ、運転者及び歩行者双方に対する交通安全教育や広報啓発のほか、横断歩行者等妨害等に対する的確な指導取締り、交通安全施設の整備等を総合的かつ継続的に推進する必要がある。

各都道府県警察にあっては、歩行者の横断実態や交通事故発生状況等を踏まえ、下記事項等を一層推進し、交通事故死者数の更なる減少を図らねたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 推進事項

(1) 運転者に対する交通安全教育及び指導取締りの推進

ア 安全運転意識の向上による歩行者保護の徹底

事業所等における交通安全教育や運転者対象の各種広報啓発においては、横断歩道での歩行者がないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底について再

認識させること。また、更新時講習においても、歩行者の保護に関し運転者が遵守すべき事項について説明するとともに、更新時講習等に使用する教本や地方版資料等に、これら特に周知すべき事項を分かりやすく記載するよう努めること。

イ 横断歩行者等妨害等に対する指導取締りの効果的な実施

横断歩行者の事故実態に着目し、横断歩行者等妨害等の違反や歩行者による信号無視等の違反を分析の上、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを推進すること。

(2) 歩行者に対する交通安全教育及び指導啓発の推進

ア 歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等の推進

歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、歩行者側に違反の無い事故の防止にも資するよう、自らの安全を守るための交通行動として

- 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
- 安全を確認してから横断を始めること
- 横断中も周りに気を付けること

等を促す交通安全教育等を推進すること。

イ 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

シミュレーター等の各種教育機材を活用するなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を学校等の関係機関・団体と連携して積極的に実施し、横断歩道外横断や車両の直前直後横断の危険性について理解させ、歩行者が遵守すべき交通ルールの周知を図ること。

ウ 時代に即した手法による交通安全教育・広報啓発の推進

交通事故多発交差点等の街頭における歩行者に対する的確な指導や、商業施設等における広報啓発活動の推進に加え、交通安全教育や広報啓発を実施するに当たっては、学校の放送設備や事業所等の会議システムの活用、動画を活用した学習機会の提供、SNSやウェブサイト等を活用した交通安全のための積極的な情報発信等、従来の方法のみにとらわれない時代に即した効果的な手法を積極的に取り入れ、「正しい横断」の実践の促進に努めること。

(3) 交通安全施設等の整備等

ア 道路標識・道路標示の適切な維持管理

横断歩行者の優先のためには、その前提として、横断歩道の道路標識・道路標示が適正に設置されていることが極めて重要であることから、破損、滅失、褪色、摩耗その他の理由によりその効用が損なわれることのないよう適正な維持管理に努めること。

特に、横断歩道の道路標示が摩耗等により消えかかったままにすることは、横断歩行者を危険にさらすものであることから、早急に更新を行うこと。

なお、更新の優先度が高い横断歩道の道路標示の効率的な選定に当たっては、「横断歩道をはじめとする道路標示の維持管理について（通達）」（令和2年5月28日付け警察庁丁規発第61号）を参考に、交通実態等を勘案して、摩耗率が高いものから順次更新を実施し、維持管理の徹底に努めること。

イ ゾーン30プラスの推進

生活道路におけるゾーン対策については、「生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」の推進について（通達）」（令和3年8月26日付け警察庁丁規発第128号）により、最高速度30キロメートル毎時の区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図ることとしたところであり、道路管理者と緊密に連携し、地域住民及び道路利用者等の合意形成を図りながら、スムーズ横断歩道の整備をはじめ、実効性のある交通安全対策に取り組むこと。

2 推進上の留意事項

(1) 広報啓発と指導取締りを組み合わせた活動の展開

本取組の目的は、運転者と歩行者双方の横断歩道における交通ルールの徹底を図り、交通事故を抑止することであることを念頭に置き、広報啓発と指導取締りを組み合わせた諸活動を推進すること。また、歩行者の動線や横断歩道の需要実態、交通事故発生状況、道路交通環境等を踏まえ、効果的な施策の選定や組合せを検討するとともに、各種施策の実施状況や効果の検証を見据えて計画を立案すること。

(2) 関係機関・団体と連携した取組の推進

ア 対象に応じて関係機関・団体と適切な役割分担を図るとともに、必要な情報の提供や支援などにより、連携を強化すること。

イ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター・リーフレット等各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、本取組を効果的に推進するための情報提供を積極的に行うこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた活動の実施

本取組の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、地域の実情に応じた活動を展開すること。